

白老町役場地球温暖化対策実行計画

平成20年4月

白 老 町

目 次

1	計画の基本的事項	1
	(1)計画策定の背景	1
	(2)計画の目的	1
	(3)計画の期間	1
	(4)計画の範囲	1
2	温室効果ガス排出量	1
3	計画の目標	2
	(1)取組の目標	2
	(2)温室効果ガスの削減目標	3
4	温室効果ガス削減に向けた取組	3
	(1)購入・使用に関する取組	3
	(2)廃棄物に関する取組	4
	(3)公共事業や公共施設に関する取組	5
5	計画の推進と点検・評価	5
	(1)計画の推進・点検体制	5
	(2)職員に対する啓発等	5
	(3)取組の実施状況の点検方法	6

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地表付近の温度が上昇する現象で、特に産業革命以降、人間の活動が活発になり、化石燃料等の使用が増加したことが原因とされています。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に気候変動枠組条約が採択され、1994年には条約が発効しました。これを受けて締約国会議が始まり、1997年第3回地球温暖化防止京都会議が開催され、この中で日本は、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に、1990年レベルより6%削減するとの目標が定められました。

そして、ロシアの批准により京都議定書の発効要件が満たされ、議定書は2005年2月16日に発効され、日本は6%の温室効果ガスの削減が義務付けられました。

これらの国際的動きを受けて、日本では1998年「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温暖化対策推進法)が制定され、都道府県及び市町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市町村の事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務付けられました。

(2) 目的

この計画は、白老町の事務事業に伴って生じる温室効果ガスの排出の抑制を図るとともに、白老町の事務事業によって生じる環境への負荷を低減することを目的とします。

なお、本計画は、温暖化対策推進法第21条に基づく白老町における「地球温暖化防止対策の実行計画」として位置づけます。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2008年度(平成20年度)から2012年度(平成24年度)までの5年間とし、基準年は2001年度(平成13年度)とします。

(4) 計画の範囲

本計画の対象範囲は、白老町のすべての事務及び事業とする。ただし、外部への委託及び請負などによる事業は対象外とします。

2 温室効果ガス排出量

町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量は、平成13年度で約6,517t(二酸化炭素換算 - 以下同様)でした。

温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が約5,892tで全体の90.40%を占め、次に一酸化二窒素が約374t、メタンが約250t、ハイドロフルオロカーボンが約1t

となっています。

平成13年度 町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	5,892	90.40
メタン (CH ₄)	250	3.84
一酸化二窒素 (N ₂ O)	374	5.74
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1	0.02
パーフルオロカーボン (PFC)	0	0.00
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0	0.00
総排出量	6,517	100.00

3 計画の目標

(1) 取組の目標

取組項目と目標

取組項目	目標
1 購入に関する取組	
(1) グリーン購入の推進	再生紙などの環境配慮製品の購入
(2) 低燃費車購入の推進	低燃費車保有率を目標年度までに70%までに引き上げる
(3) エネルギー消費効率の高い電気製品の購入	省エネ電気製品の導入・更新
2 使用に関する取組	
(1) コピー用紙使用量の削減	コピー用紙の使用量を平成14年度を基準に10%削減
(2) 水使用量の削減	水道の使用量を平成13年度を基準に6%削減
(3) 電気使用量の削減	電気の使用量を平成13年度を基準に6%削減
(4) 暖房用燃料使用量の削減	暖房用燃料の使用量を平成13年度を基準に6%削減
(5) 公用車燃料使用量の削減	公用車燃料の使用量を平成13年度を基準に6%削減
(6) プロパンガス使用量の削減	プロパンガスの使用量を平成13年度を基準に6%削減
3 廃棄物の減量化	
(1) 廃棄物の減量化	廃棄物の排出量を出来る限り削減
(2) 資源化、リサイクルの推進	資源ごみの分別収集を徹底し、ごみの資源化に努める
4 公共事業や公共施設	環境に配慮した公共事業の実施

(2) 温室効果ガスの削減目標

それぞれの取組項目の目標値から、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を基準年（平成13年度）より平成24年度までに6%削減します。

4 温室効果ガス削減に向けた取組

(1) 購入・使用に関する取組

電気に関する取組

- ・事務室、廊下等は支障がない程度に照明等を間引きする。
- ・日中、窓側で十分明るい場合は、窓側の照明を消す。
- ・外勤や会議で席を離れる時、昼休みにはパソコンの電源を切る。
- ・エレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用する。
- ・各課の最終退庁者は、照明及びOA機器の電源が切れているか確認して退庁する。
- ・節電モード機能のあるコピー機はこまめに節電モードにする。
- ・エアコンはなるべく使用しないよう心がける。
- ・トイレ・給湯室は、使用後の消灯を徹底する。
- ・照明器具は、定期的な清掃を心がける。
- ・時間外勤務時には、不必要な照明は消す。
- ・自動販売機の台数を検討し、エネルギー消費の少ない機種を導入を要請する。
- ・ノー残業デーを徹底する。

燃料に関する取組

- ・暖房の使用にあたっては、執務室を適切な温度に管理し燃料使用量の削減に努める。
- ・暖房機のまわりに暖房の妨げになるようなものを置かない。
- ・ガス器具等は、適正な使用方法により使用し、ガス使用量の削減に努める。
- ・カーテン、ブラインドを有効に活用する。
- ・夏季の軽装や冬季の重ね着により、エネルギー消費負荷の低減に努める。

車に関する取組

- ・急発進、急加速、急停止や空ぶかしをせず、エコドライブを心がける。
- ・不必要なアイドリングをやめる。
- ・荷台などに不要な荷物や道具類を積まない。
- ・共用車は、長距離運転する場合ほど低公害車・低燃費車を優先して貸し出す。
- ・燃費の悪い車両は、廃車にするか、なるべく乗らないようにする。
- ・緊急車両や特殊車両を除き、公用車の新規購入や更新にあたっては、原則的には低公害車・低燃費車を優先的に導入する。
- ・共用自転車の導入と利用の推進に努める。
- ・適正なタイヤ空気圧の調整や車両整備などを実施し、燃費の向上に努める。
- ・ノーマイカーデーを推進する。

水に関する取組

- ・水道を流しっぱなしにしないなど、節水に努める。
- ・水洗トイレの使用にあたっては、適切な水量に努める。
- ・公用車の洗車は必要最小限にし、バケツによるため洗いをする。
- ・茶器類などの洗い物や洗濯物は、適量の洗剤を使用し、まとめ洗いにより効率的な水の利用に努める。
- ・給水施設などにおける水漏れの点検を徹底する。
- ・水道水圧の調節や水洗トイレの水量調節などにより節水に努める。

紙使用に関する取組

- ・会議用などの資料の作成においては、必要最小限の枚数、部数の作成にとどめる。
- ・文書の印刷やコピーは、両面印刷や両面コピーを徹底する。
- ・コピー前に、コピー機が初期設定になっているかを確認し、使用後は、必ずオールクリアキーを押す。
- ・ミスコピーや使用済みの片面印刷物の有効利用に努める。
- ・文書・資料の共有化により、個人資料を減らすよう努める。
- ・使用済み封筒の再利用に努める。
- ・庁内の回答文書の表紙を省略する。
- ・庁内LANを利用し、庁内文書等のペーパーレス化を推進する。

グリーン購入に関する取組

- ・コピー用紙は再生紙を使用する。
- ・印刷物の発注にあたっては、原則として再生紙を指定する。
- ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%のものを使用する。
- ・事務用品や物品などについては、原則として「エコマーク」等の環境ラベルの表示のある製品を選択する。
- ・消耗部品が交換できたり、詰め替えが可能な製品を選択する。
- ・OA機器や電化製品などの調達については、省エネルギー型や節水型の製品を選択する。
- ・冷蔵庫や冷凍庫などの調達については、冷媒に非フロン系のものを使用した製品を選択する。

(2) 廃棄物に関する取組

廃棄物の減量化に関する取組

- ・物品の計画的な購入等により、適切な在庫管理を行う。
- ・使い捨て製品の購入をひかえる。
- ・物品はできる限り長期間使用する。
- ・茶殻など生ごみの水切りを徹底する。
- ・各種行事開催時の参加者のゴミは、各自持ち帰りとする。

廃棄物の資源化、リサイクルに関する取組

- ・両面使用済みの用紙や古紙、雑誌、ダンボールなどの回収を徹底する。

- ・ビン、缶、ペットボトルなどの分別回収を徹底する。
- ・使用済みのテープカートリッジやインクカートリッジの回収を徹底する。

(3) 公共事業や公共施設に関する取組

構想・計画段階では、当該事業の環境への影響を考慮し、環境保全の配慮を構想や計画に反映させる。

設計・施工段階では、環境に配慮した工法の採用や再生資材を使用するなど、環境への負荷の低減を考慮する。

管理段階では、施設の利用状況の把握や定期的な点検を実施し、使用方法の工夫によりエネルギーや資源の使用削減に努める。

修理・解体段階では、早めの修理による施設の長寿命化に努めるとともに、解体時の有害物質の適正な処理や建設廃棄物の再資源化など廃棄物排出の抑制に努める。

5 計画の推進と点検・評価

(1) 計画の推進・点検体制

本実行計画は、町長を地球温暖化対策総括責任者とし、計画の方針を定め全庁的に計画を推進するための組織として地球温暖化対策推進会議を設置し、計画の進捗状況を点検するための地球温暖化対策責任者会議を組織し、全職員で温室効果ガス排出の削減に取り組みます。

地球温暖化対策推進会議

会長（町長）を責任者として、副会長（副町長、教育長）及び委員（各部長職）で構成し、本実行計画の策定・見直しや取組状況の確認を行う。

地球温暖化対策責任者会議

実績報告の点検・評価、計画の進捗状況の整理、計画の推進方策の検討、計画見直し原案の作成を行う。地球温暖化対策責任者会議は生活環境課長が招集し、その議長となる。会議の庶務は生活環境課が行う。

地球温暖化対策責任者（各課長等）

地球温暖化対策責任者は、各部署における取組の推進、取組状況の把握、調査結果の報告を行う。各グループの排出量調査等の取りまとめは、地球温暖化対策推進リーダー（各課庶務グループリーダー）が行う。

地球温暖化対策推進者（各課グループリーダー）

地球温暖化対策推進者は、グループ内における取組の推進、グループ内職員への周知徹底、グループ内の排出量調査等の結果報告を行う。

地球温暖化対策実行者（全職員）

地球温暖化対策実行者は実行計画に基づき積極的かつ自主的に環境保全への取組を実行する。

(2) 職員に対する啓発等

職員一人ひとりが計画の趣旨や内容を理解し、環境保全に対する意識の向上が図られる必要があります。そのため、計画の内容に関する適切な情報提供や研修を通して職員への普及・啓発を進めていきます。

(3) 取組の実施状況の点検方法

取組の実施状況の点検

実行計画の取組項目の実施状況と目標の達成状況を把握するため、各課等で集計された調査結果を地球温暖化対策責任者会議に報告します。

取組の実施状況の評価

提出された調査票等に基づき、計画に掲げられた数値目標への達成状況や取組項目の実施状況を地球温暖化対策責任者会議にて評価し、各課等に対し指導・助言を行います。

取組結果の公表

計画の取組結果については、毎年、広報やホームページ等により公表します。